

（２）大分市地域公共交通協議会会則の改正について

大分市地域公共交通協議会

大分市地域公共交通協議会会則の改正について

■ 主な改正理由

地域公共交通確保維持事業の補助制度の変更及び道路運送法の改正により、本協議会の所掌事項に一部変更があるため。

- ・ 補助制度の変更により、ふれあい交通やフィーダー系統の運行経費を補助する地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の申請には、事業内容等を「地域公共交通計画」に位置付けることが必要となり、従来の「生活交通確保維持改善計画」は策定が不要となった。
- ・ 道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃については、道路運送法第9条第4項に規定する新たな協議会での協議が必要となったことから、大分市地域交通協議会の所掌事項より除外する。

■ 主な改正内容

- ・ 会則第1条、第2条
 - ・ 「生活交通確保維持改善計画」に関する表記を削除
- ・ 会則第2条
 - ・ 協議事項より「運賃、料金」を削除

大分市地域公共交通協議会会則（案）

（設置）

第1条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）及び同法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。）の策定等を行うため、大分市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項
- (4) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 大分市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客定期航路事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 鉄道事業者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
- (8) 大分県知事又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 道路管理者又はその指名する者
- (11) 港湾管理者又はその指名する者
- (12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者
- (13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者
- (14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者
- (15) 学識経験者
- (16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事を2人置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。
 - (1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。

3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。

4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。

(財務に関する事項)

第 1 1 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

第 1 2 条 委員（第 3 条第 1 項第 6 号、第 9 号、第 1 5 号及び第 1 6 号に規定する委員に限る。）に対する報償は、第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、会長が決定し、これを支払うことができる。

2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、会長が決定し、これを支払うことができる

(残余財産の帰属)

第 1 3 条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。

(委任)

第 1 4 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 2 3 年 6 月 2 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 7 年 6 月 2 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 6 月 2 5 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 6 月 日から施行する。

現 行	改正案
大分市地域公共交通協議会会則 (設置) 第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第<u>9条の2</u>に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。)及び同法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)の策定等を行い、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号通知)第2条第1項第1号に規定する協議会として同号に規定する生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される各種計画を含む。以下「生活交通確保維持改善計画」という。)の策定等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 (2) <u>市町村運営有償運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項	大分市地域公共交通協議会会則 (設置) 第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第<u>4条の2</u>に規定する地域公共交通会議として地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、及び地域の実情に即した輸送サービスを実現するために必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会として同法第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)、同法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。)及び同法第27条の<u>14</u>第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「地域公共交通利便増進実施計画」という。)の策定等を行うため、大分市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) <u>自家用有償旅客運送</u>の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

現 行	改正案
(3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項 (4) 生活交通確保維持改善計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項 (5) 生活交通確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 (組織) 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。 (1) 大分市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 (3) 一般旅客定期航路事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 (5) 鉄道事業者 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者 (8) 大分県知事又はその指名する者 (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (10) 道路管理者又はその指名する者 (11) 港湾管理者又はその指名する者 (12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者 (13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者 (14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者 (15) 学識経験者	(3) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定、変更及び実施に係る協議又は連絡調整に関する事項 (4) 地域公共交通計画、地域旅客運送サービス継続実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 (組織) 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成する。 (1) 大分市長又はその指名する者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 (3) 一般旅客定期航路事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 (5) 鉄道事業者 (6) 住民又は利用者の代表 (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者 (8) 大分県知事又はその指名する者 (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (10) 道路管理者又はその指名する者 (11) 港湾管理者又はその指名する者 (12) 大分県大分中央警察署長又はその指名する者 (13) 大分県大分東警察署長又はその指名する者 (14) 大分県大分南警察署長又はその指名する者 (15) 学識経験者

現 行	改正案
(16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。 2 委員は再任されることができる。 (会長) 第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 (監事) 第6条 協議会に監事を2人置く。 2 監事は、委員の中から会長が指名する。 3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。 (会議) 第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについて	(16) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。 2 委員は再任されることができる。 (会長) 第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 (監事) 第6条 協議会に監事を2人置く。 2 監事は、委員の中から会長が指名する。 3 監事は会計監査を行い、その当該監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。 (会議) 第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについて

現 行	改正案
は、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。 6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。 (1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。 (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （分科会） 第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。 3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。 4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。 6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。 7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。	は、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。 6 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って非公開とすることができる。 (1) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して協議するとき。 (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 （分科会） 第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会は、委員又は委員の関係者（委員と同じ法人に所属する者をいう。）から会長が指名する者をもって組織する。 3 分科会に分科会長を置き、大分市都市交通対策課長の職にある者をもって充てる。 4 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。この場合において、分科会長は、必要に応じて分科会員の一部を招集して分科会の会議を開くことができる。 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。 6 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。 7 分科会長は、分科会の調査又は検討の結果を協議会に報告するものとする。

現 行	改正案
(事務局) 第 9 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費) 第 1 0 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。 2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。 (財務に関する事項) 第 1 1 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報償) 第 1 2 条 委員（第 3 条第 1 項第 6 号、第 9 号、第 1 5 号及び第 1 6 号に規定する委員に限る。）に対する報償は、<u>予算の範囲内で</u>、会長が決定し、これを支払うことができる。 2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、<u>予算の範囲内で</u>、会長が決定し、これを支払うことができる。 (残余財産の帰属) 第 1 3 条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。 (委任) 第 1 4 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(事務局) 第 9 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大分市都市計画部都市交通対策課に置く。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費) 第 1 0 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。 2 前項の規定に関わらず、会議の開催に係る経費の一部又は全部は、大分市において負担することができる。 (財務に関する事項) 第 1 1 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報償) 第 1 2 条 委員（第 3 条第 1 項第 6 号、第 9 号、第 1 5 号及び第 1 6 号に規定する委員に限る。）に対する報償は、<u>第 1 0 条第 2 項の規定に基づき</u>、会長が決定し、これを支払うことができる。 2 分科会員に対する報償は、前項の規定に準じて、会長が決定し、これを支払うことができる。 (残余財産の帰属) 第 1 3 条 協議会が解散した場合における残余財産の処分は、会議に諮って定める。 (委任) 第 1 4 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

現 行	改正案
附 則 (施行期日) この会則は、平成２３年 ６月２４日から施行する。 附 則 この会則は、平成２７年 ６月２２日から施行する。 附 則 この会則は、平成２８年 １０月２１日から施行する。 附 則 この会則は、令和 ３年 ６月２５日から施行する。 附 則 この会則は、令和 ５年 ８月 ２日から施行する。	附 則 (施行期日) この会則は、平成２３年 ６月２４日から施行する。 附 則 この会則は、平成２７年 ６月２２日から施行する。 附 則 この会則は、平成２８年 １０月２１日から施行する。 附 則 この会則は、令和 ３年 ６月２５日から施行する。 附 則 この会則は、令和 ５年 ８月 ２日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この会則は、令和 ６年 ６月 日から施行する。</u>